

令和6年度現況届FAQ

Q1 現況届とは？

A1 子ども・子育て支援新制度では、保育施設等を利用している方を対象に、1年に1度、世帯状況に変更がないか、保育を必要とする事由に該当しているか等を確認する必要があると定めています。そのため、保護者に現況届と「保育が必要なことの証明書」の提出をお願いするものです。

Q2 現況届を提出する必要がある対象者は？

A2 市内在住で、令和6年5月1日時点で幼稚園および認定こども園（幼稚園部分）を利用している方のうち、預かり保育の補助（新2・3号認定）を受けている方が対象です。

Q3 就労証明書を市へ提出したばかりですが、もう一度提出する必要はありますか？

A3 証明日が令和6年4月1日以降の就労証明書等を提出された方は、提出不要です。ただし、既に提出いただいた証明書の内容から状況に変更があった場合は、証明日が令和6年4月1日以降のものであっても、再度提出が必要になります。

例) 母は令和6年4月1日以降が証明日の就労証明書等を提出しているが、父は証明日が令和6年4月以降の証明書を提出していない場合。

→母の就労証明書は不要。父の就労証明書等については提出が必要です。

Q4 現況届受付期間中に、妊娠・出産、育児休業の取得、勤務状況の変更等で認定内容の変更がある場合はどうしたら良いですか？

A4 変更がある場合は現況届の提出期日を待たず、速やかに園または保育課へ必要書類をご提出ください。

現況届で提出する「保育が必要なことの証明書」についてはそのコピーを添付してください。

また、現況届提出期間中に転職を予定されている方は、転職先の就労証明書（転職日以降に発行されたもの）をご提出ください。（退職予定の会社の証明書は不要です。）

なお、転職先の就労証明書等の作成が期日に間に合わない場合には、施設等利用給付認定変更申請書のみ先にご提出いただき、不足書類は後日提出してください。

Q 5 兄弟姉妹、全員分の就労証明書が必要ですか？

A 5 **ご家族で原本1枚**を提出してください。

幼稚園および保育施設を利用中の兄弟姉妹がいる場合は、人数分のコピーをとり、それぞれ提出をお願いいたします。（「**特定子ども・子育て支援施設等入所児童現況届**」はお子様一人につき一枚必要です。）

Q 6 7月末に退園する予定ですが、現況届の提出は必要ですか？

A 6 7月末に退園する場合は、現況届の提出は必要ありませんが、園または保育課まで「退園・休園・転出届」の提出をお願いいたします。

Q 7 「保育が必要な証明書（就労証明書等）」の提出が締切日までに間に合いません。どのようにすればいいですか？

A 7 「特定子ども・子育て支援施設等入所児童現況届」等、締切日までに準備できている書類を先に提出してください。締切日までに準備が間に合わなかった「保育が必要な証明書」等につきましては、用意ができ次第、在籍している施設、または上尾市保育課まで速やかにご提出ください。事前の相談がない場合や書類未提出の状態が続く場合は新1号認定に予告なく切り替えます。

提出書類は「保育施設等に関わる様式ダウンロード」にも掲載しておりますので、ご利用ください。【<https://www.city.ageo.lg.jp/page/yousiki-download.html>】



【お問い合わせ先】

上尾市 子ども未来部 保育課 保育担当

☎ 048-775-5121（直通）